

令和8年度福岡県庁総合売店内弁当販売業者募集要項

1 募集業者数

2業者

2 応募資格

良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有する業者で、申請時現在において、次の条件を満たしていること。

- (1) 弁当の製造及び販売を業とし、2年以上の営業経歴を有する法人で、かつ、県内において引き続き1年以上の営業を営んでいること。
- (2) 県庁総合売店において、継続的に弁当を130個/日供給できること。
- (3) 県産品を使用するなど、地産地消に貢献できる内容、また、健康に配慮した内容の弁当を提供できること。
- (4) 食品衛生監視員による調理場等の立ち入り調査を受け、衛生管理状態の点数が90点以上であること。
- (5) 過去2年間において食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (6) 食品衛生責任者を配置していること。
- (7) 賠償責任保険等に加入していること。
- (8) 法人事業税、都道府県民税その他の県税の滞納がないこと。
- (9) 所定の販売手数料を納付できること。
- (10) 福岡県暴力団排除条例第二条第1項第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

互助会又は弁当販売業者から解約の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年に限り更新することができる。但し、期間満了前までに、弁当販売業者がこの要項に示す募集内容に反する行為があった場合は、この限りではない。

4 販売手数料

月額8,000円に当該金額にかかる消費税及び地方消費税を加算した額とする。

※販売手数料は、翌月15日までに福岡県職員互助会が指定した口座へ振り込むこと。

5 その他主たる契約条件等

- (1) 販売場所
福岡県庁地下1階総合売店内の互助会が指定する区域で販売すること。(別紙参照)
※年度の途中で、指定する区域が変更となる場合があります。
- (2) 販売日
基本的に県庁開庁日は弁当の販売を行うこと。
※県庁閉庁日は、土、日祝日及び12月29日から翌年1月3日まで。
- (3) 販売時間
準備及び後片付けを含め、概ね11時00分から14時00分までの時間帯とする。
- (4) 販売個数
弁当販売業者は互助会が特に認める場合を除き、1日の販売個数上限(130個)

を遵守すること。但し、販売個数上限については、弁当販売業者と互助会との協議により変更することができる。

(5) 弁当の種類及び価格

販売する弁当の種類は2種類以上提供するものとし、うち1種類以上は550円（税込）以下とすること。弁当の販売価格を変更する場合には、事前に互助会の許可を得ること。また、健康に配慮した弁当を1種類以上提供すること。

※参考[福岡県が定めるヘルシーメニューの基準]

①野菜たっぷり：野菜100g以上 ②塩分ひかえめ：塩分2.5g未満

③カロリーひかえめ：エネルギー450～650kcalのうち、1つ以上の要件を満たす定食メニュー

(6) 弁当の内容及び表示

食材には、県産品を1種類以上使用すること。

使用した県産品は全て表示すること。

弁当に食品表示法（食品表示基準）に則った表示をすること。

※表示方法は、容器への直接貼付、別紙による添付若しくは掲示による表示可。

健康に配慮した弁当は明示するとともに、配慮しているポイントもメニュー表等に記載してください。

毎週、福岡県職員のイントラネット上のお知らせ欄に1週間分のメニュー表及び栄養成分表示表を掲載しています。

(7) 弁当容器の種類等

リユース容器を使用し、使い捨てプラスチック製容器（中仕切りを含む）、紙製容器を使用しないこと。また、弁当用レジ袋の配布廃止等、使い捨てプラスチック製品の使用削減に協力すること。

但し、互助会が認めるときは、使い捨てプラスチック製容器、紙製容器を使用可能とするが、この場合にあっても、販売価格の変更は行わないこと。

(8) 弁当容器・ゴミの回収

弁当販売業者は、県庁地下1階総合売店弁当販売コーナーに回収コンテナボックスを設けるほか、2階から9階までの各階（南棟給湯室）の県が指定する場所で、弁当容器・ゴミを回収すること。

弁当容器・ゴミは、原則として、弁当販売日の概ね15時頃までに回収することとし、1日に1回以上の回収を行うこと。回収場所は必要に応じて清掃をするなど、衛生管理に努めること。また、弁当のチラシに回収場所、回収時間を掲載する等、弁当容器回収の周知に努めること。

※南棟給湯室の回収コンテナボックスは11時30分から14時までの間は必ず設置し、15時までに回収コンテナボックスも含めて弁当容器・ゴミを回収してください。

(9) 販売方法

弁当販売業者の従業員が販売を行うこと。

回数券を販売すること。電子決済の導入も可能であれば、尚可。

なお、販売場所では電源及び建物の空調設備の使用はできない。

(10) 報告書の提出

販売数について、毎月末に締め、翌月15日までに販売実績報告書を互助会に提出すること。

(11) 食中毒防止対策

弁当販売業者は、年に1度、食品衛生監視員による調理場等の立ち入り調査を受け、

衛生管理状態を確認するとともに、その結果を互助会に報告し、衛生管理状態の点数が基準に満たない場合、互助会は販売を停止することができる。

(12) 試食会の実施

弁当販売業者の選定にあたっては、選考委員による試食会を実施するため、必要な試食用弁当を提出できること。

なお、試食会の日程や詳細については別途通知を行うこととする。

また、試食会に提供された弁当の写真、添付書類を含む内容等を、福岡県職員のイントラネット上のお知らせ欄に掲載する場合がある。

6 質疑書（様式4）の提出及び回答

(1) 受付期間

令和7年8月18日（月）から同年9月1日（月）まで

(2) 提出方法

質問がある場合は、質疑書（様式4）で行うこと。

電子メール又はFAX

メール：fukuri@pref.fukuoka.lg.jp

FAX：092-641-2506

※提出する場合は、送信後に10照会先へ電話連絡をしてください。

(3) 回答方法

質疑内容を整理したうえで、令和7年9月16日（火）までに、電子メール又はFAXで回答する。

7 申込書等の提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

*全て用紙はA4判 片面としてください。

① 申込書（様式1）

② 法人概要（様式2）

③ 誓約書（様式3）

④ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

※福岡県の県税事務所で発行する納税証明書

⑤ 証明願（許可取得）

※過去2ヶ年食品衛生法に基づく行政処分を受けていないことの証明

⑥ 食品衛生監視票（直近1ヶ年以内のもの）

⑦ 食品衛生責任者等の写し

⑧ 賠償責任保険等の写し

⑨ 栄養士免許、調理師免許の写し

⑩ 通常販売している弁当の連続した5日分のメニュー表（様式5）

⑪ 企業の取組

・弁当の製造・販売方針、サービス等

・地域・社会貢献、独自の取組（様式6）

⑫ パンフレット・チラシ

・法人概要・独自の取組等資料 … A4判 片面2枚分まで

・通常販売している弁当のチラシ… A4判 片面4枚分まで

⑬ 通常業務・緊急時の対応体制（様式7）

⑭ 地産地消及び健康メニューへの取組（様式8）

(2) 提出方法

10照会先へ持参又は簡易書留により郵送すること。

※郵送した場合は、電話で到着の確認をしてください。

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）16時00分まで【必着】

【注意事項】

- ・提出書類が、この募集要項の各指定の様式で提出されていない場合、評価できないことがあります。
- ・申込書類について、受取での配付を希望する場合は10照会先へご連絡ください。

8 選定方法

弁当選定委員会において、試食による内容評価、利用者へのサービス等を総合的に評価し、高得点の業者から選定する。

なお、得点の同じ業者が2業者以上ある場合は、当該事業者による「くじ引き」を行い、業者を選定する。

9 選定結果等

- (1) 選定結果は、令和7年12月下旬までに文書で通知する。
- (2) 申込書等提出書類の返却は行わない。
- (3) 書類提出後の追加・修正は受け付けない。
- (4) 選定結果に対しての異議申立ては一切受け付けない。

10 照会先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁南棟3階

(一財)福岡県職員互助会 (福岡県総務部総務事務厚生課福利厚生班内)

担 当：下山、山田

電 話：092-643-3046

F A X：092-641-2506

E-mail：fukuri@pref.fukuoka.lg.jp